

石綿飛散防止専門委員会における 今後の対応策についての指摘・提言等

1. 検討の経緯

2. 石綿の飛散防止対策の強化

- (1) 立入権限の強化及び事前調査の義務付け
- (2) 敷地境界等における大気濃度測定の義務化及び測定結果の評価
- (3) 大気濃度測定に係る試料採取及び分析
- (4) 発注者による配慮
- (5) 法令の徹底と透明性の確保
- (6) 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあたっての石綿飛散防止対策
- (7) その他

3. 今後の検討課題

1. 検討の経緯

第1回専門委員会（6月27日）：論点整理

第2回専門委員会（7月20日）：有識者からのヒアリング（その1）

- （1）建築物の解体現場における現状と課題等について
- （2）米国の石綿飛散防止対策の制度及び分析手法等について

第3回専門委員会（8月9日）：有識者からのヒアリング（その2）

- （1）石綿の環境濃度測定、建材中の含有量測定及び精度管理に関する現状と課題等について
- （2）建築物の解体現場における現状と課題等について

第4回専門委員会（8月27日）：有識者からのヒアリング（その3）

- （1）石綿に関する健康リスクの評価
- （2）建築物の解体現場における現状と課題等について
- （3）建築物の解体における発注者の対応
- （4）自治体における建築物の解体現場等からの石綿飛散防止対策

大気環境部会（9月19日）：専門委員会での検討状況の経過報告

第5回専門委員会（9月26日）：各論点についての検討

第6回専門委員会（10月24日予定）：中間報告素案に対する検討（その1）

第7回専門委員会（11月21日予定）：中間報告案に対する検討（その2）

大気環境部会（12月予定）：石綿飛散防止対策の更なる強化についての専門委員会報告（中間報告）

【骨子案】

- 平成7年の阪神・淡路大震災による倒壊ビルの解体等に伴う石綿飛散問題を受け、大気汚染防止法等を改正。（特定粉じん排出等作業の事前届出、作業基準の遵守等を規定）
- 平成17年の新聞報道（いわゆる「クボタショック」）を受け、大気汚染防止法等の改正規制の対象となる特定建築材料の追加、規模要件の撤廃、作業基準の改正、工作物についても飛散防止対策を義務づけ）
- 地方公共団体から、大気濃度基準の設定及び大気濃度調査の義務化に係る要望。また、近年、集じん・排気装置の排気口等から石綿が飛散する事例及び石綿使用に事前調査が不十分である事例を確認。
- 平成23年の東日本大震災の被災地でも、建築物や煙突内部のアスベスト除去工事において、アスベストの飛散事例を確認。
- このような状況を踏まえ、平成24年4月、環境大臣より中央環境審議会に対して、「石綿の飛散防止対策のさらなる強化について」諮問。大気環境部会石綿飛散防止専門委員会において審議。
- 有識者からのヒアリングを含む7回の審議を経て、当面、取り組むべき事項につき、本中間報告をとりまとめ。
- 残された課題については、引き続き検討。

2. 石綿飛散防止対策の強化

これまで石綿飛散防止専門委員会において提示・議論された、石綿飛散防止関連制度に関連する主な論点と今後の対応策についての指摘・提言等につき、<①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>、<②その他（他法令にも関連するもの）>の2つに分類して、事務局で整理した。

（1）立入権限の強化及び事前調査の義務付け

- 現状の大気汚染防止法では、行政機関は特定粉じん排出等作業実施届出書が提出された建築物の解体現場等に対して立入検査を実施できることとしている。
- しかし、届出書が提出されていない建築物の解体現場等に対しては、石綿の使用のおそれがあっても立入検査を実施できず、行政機関が石綿使用の有無を確認できない。

<① 一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

・立入対象（石綿使用のおそれ）の定義（建築年数、構造等）

【委員意見等】

- おそれ規定で立入検査を実施することとした場合、工事の一時停止命令の基準をつくる必要があるが、実際の現場での停止命令の判断は大変難しいと思われる。
- 特定粉じんの排出届けの届出のない物件について立ち入りをする場合、建設リサイクル法の届出を省庁間で利用するのがいいと思う。ただし、物件数が多いので、それだけのマンパワーがかけられるかが問題。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 行政機関の立入検査権限は、届出及び緊急性を要件としなくともよい（近隣住民の通報等を要件とし、すべての解体工事現場について認める。）

・大気汚染防止法における事前調査の義務付けの要否

【大気環境部会での意見等】

- 大気汚染防止法に基づく届出が出ていない現場では、特定建築材料の使用のおそれがあっても立入りができない。届出の出していない現場で問題が起こっている。立入検査の在り方について検討願いたい。
- 事前調査により把握された飛散リスクの大小に応じて、行政が対応できる仕組みが必要。

【委員意見等】

- アスベストがあるにもかかわらず、ないという認識のもとで、届け出をされないことが一番大きな問題。建築基準法に基づく建物の建築に対する届けと同じように、解体に関する届け出をすべてしてもらい、その中にアスベストの有無を書いてもらうことも考えるべきでは。
- 事前調査に関して、大防法の世界でどこまで踏み込めるのかは、かなり難しい問題。
- 事前調査の義務付けについては、他法令（石綿則、建設リサイクル法）との関係の整理が必要。

【自治体意見等】

- 事前調査の実施義務規定
- 事前調査の実施を徹底するための対策
- 事前調査の実施及び結果の報告並びに解体現場における事前調査結果の掲示義務
- 事前調査に関する現場での確認方法や記録についての規定

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国における、抜き打ちの立入検査の実施の例
- 条例により、立入検査や事前調査を全ての建築物に認めている自治体の例（石綿の有無に関わらず事前調査及び事前調査結果表示の義務があり、立入検査を実施できる）
- 建り法では、80m²以上の建築物の解体工事についての届出を求めている例
- 工事の発注者及び受注者の事前調査に対する意識の向上が必要。
- 大気汚染防止法の事前調査の義務付けは他の規定（石綿則、建設リサイクル法）があり同じ調査内容の規定であれば不要（連携し記録の共有）。

・立入検査時の建築材料の収去権限の追加

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 行政機関の、立入検査時における建築材料の収去権限を認める。

<② その他（他法令にも関連するもの）>

- 立入検査や事前調査を効率的に行うための台帳等の整備による情報共有が課題との指摘

（２）敷地境界等における大気濃度測定義務化及び測定結果の評価

- 特定粉じん排出等作業において、敷地境界等における大気濃度の測定の義務が無いいため、石綿飛散の有無の確認ができない。
- 自治体あるいは自主的に事業者が石綿の大気濃度測定を実施している場合があるが、測定結果の評価方法（濃度基準等）がなく、石綿飛散の有無の判断が不明確である。

<①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

・大気濃度測定義務の規定場所（法律：ばい煙発生施設等と同様、規則：作業基準）

【委員意見等】

- ばい煙発生施設と特定粉じん発生施設との関係を整理すべきとの指摘
- 大気濃度測定義務化と作業基準の遵守の徹底との関係についての指摘

【自治体意見等】

- 自主検査の実施の規定が適用される解体工事等の要件（規模等）の明確化

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 条例に基づき敷地境界基準（特定排出等工事施工業者の義務）は10本/Lと規定。石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く）の使用面積が50m²以上の工事については、「石綿濃度測定計画届出書」の提出を求めている自治体の例。
- 周辺住民の健康リスクの回避・低減の観点から、石綿使用面積が一定規模以上の特定工事について、大気濃度測定義務化、測定結果の評価実施。超過した場合の法的措置が必要。

・大気濃度測定未実施の場合の罰則規定（ばい煙発生施設は規定有）

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 住民の健康リスク回避のため、未実施の場合の罰則規定が必要である。

・大気濃度測定結果の評価方法（作業管理基準として設定、健康リスクの基準として設定）

【委員意見等】

- リスク評価と中環審答申の考え方との整合につき検討が必要との指摘
- 海外でリスク評価がどのような測定法に基づいているかを整理して検討すべきとの指摘
- 敷地境界10本の基準が、0.1本と比べて100倍のオーダーとだけ言うと、色々と影響が大きい。
- 10⁻⁵をベースに考え、解体現場から出さない対策をとるのが合理的。

- リスクアセスメントの考え方も踏まえて、マネジメントの中で発がん物質をどう扱うのかについて整理していただきたい。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 敷地境界基準（10 [f/ℓ]）について、1989年に設定されたものであるが、96年答申の立場から基準の妥当性について改めて検討すべきではないか。
- USEPA や産業衛生学会による評価を前提とした場合、96年の答申で示された値（ 10^{-5} ）に対応する濃度は、0.1 [f/ℓ] のオーダーである。
- 米国 EPA は、発がん物質に関しては、リスク論に基づくアプローチがとられ、居住者の長期間曝露を対象にした生涯死亡リスクを 1 万分の1（ 10^{-4} ）以下に抑えるレベルを検討。アスベストについては、クリアランス基準として 0.9f/ℓ と設定。
- 管理のための目安を考える場合は、リスク評価における不確実性の考慮、空間的時間的特性、中環審答申との整合性が課題となる。

- 大気濃度測定結果が基準値を超過した際の対応（作業基準遵守命令、一時停止措置命令、罰則）

【委員意見等】

- 調査義務での測定と立入検査での測定があった場合に、調査結果が異なった場合の対応方法を明確にする必要がある。

【自治体意見等】

- おそれ規定で立入検査を実施した場合、特定建築材料の使用の有無が判明するまでの間における工事の一時停止命令等の規定

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 超過した場合一時停止を命じ、従わない場合は罰則適用が必要である。
- 石綿濃度の測定結果の取扱いとしては、基準値は設定していないが、行政指導の目安として、環境濃度測定の結果が1本/Lを超えた場合には、「石綿が飛散した」と解釈し、行政指導を実施している自治体の例。

(3) 大気濃度測定に係る試料採取及び分析

ア. 測定方法について

- 複数の省庁でそれぞれの目的に応じ、測定場所、試料採取時間等を規定していることから、施工事業者、測定機関がどの方法を採用するか混乱が生じている。

<① 一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

・大気濃度の測定方法

【大気環境部会での意見等】

- 管理は総繊維やリアルタイムモニターなど迅速な分析が有効との指摘
- 現在、実施されている大気濃度測定方法を整理し、測定目的に応じ、どの測定方法を優先させるのか検討願いたい。
- 大気濃度測定について、1日で結果が判明できるものとするか。あるいは測定結果が判明するまで、次の作業に進まないようにする方法も考えられる。

【自治体意見等】

- 簡便で迅速な測定方法の選定が必要。
- 安価で精度の高い測定機材の選定が必要。
- 石綿使用のおそれを現場で速やかに判断可能な方法の検討
- 簡易的な大気濃度測定手法とその評価指針の設定が必要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 市販されているリアルタイムモニターは、実際の実証試験が不足しているのが現状。

<②その他（他法令にも関連するもの）>

・大気濃度の測定場所（敷地境界、建屋境界、養生周辺等）

【委員意見等】

- 今のサンプリングは、養生シートを外すときだけ外に出ていかないということだけを規定していて、作業中は養生をすれば出ていかないという考え方となっているが、除去

中の屋外は測定義務は必要ないのか。

- 排気口のフィルターから漏えいするというのが結構大きいという話がある。排気口の出口で総繊維数の測定をして、中の管理状態を把握するとともに、敷地境界での測定の結果をあわせて見ることも一法。排気口の出口の測定で問題がなければ作業を継続させる。そして、排気口の出口で漏えいが疑われれば、作業を中止させ、石綿の測定結果が出てから、また作業の継続をさせるかどうかを考えるという方法もある。

・大気濃度の測定対象物質（総繊維、石綿繊維）

【委員意見等】

- 罰則の適用には石綿繊維の正確な分析が必要との指摘
- 海外でリスク評価がどのような測定法に基づいているかを整理して検討すべきとの指摘（再掲）

イ. 測定の信頼性の確保について

- 技術を有しない測定機関が試料採取を行った場合、排気口の気流を考慮せず採取地点を決定する、または機器の操作ミスによる不適切な試料採取を行う等の不適切な試料採取が行われる可能性がある。
- 技術を有しない分析機関が試料の分析を行った場合、石綿繊維の見落とし等の不正確な計数が行われる可能性がある。
- 試料の分析に時間を要した場合、分析結果が判明した時点で除去作業が終了しており、結果を飛散防止対策に役立てることができないことが考えられる。

<① 一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

・測定及び分析事業者の登録制度の要否

【大気環境部会での意見等】

- 分析事業者の登録制度の必要性について検討する必要がある。

【自治体意見等】

- 石綿分析業者の認定制度（例：ダイオキシン類受注資格審査）が必要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 適切な分析機関、分析技術者が分析しているか。価格の安い業者へ依頼しがち。工事業者が関連企業に分析依頼するケースもある。装置、設備があれば誰でも分析して報告書がだせる（作業環境測定機関や計量証明事業所でなくでもよい）。
- 電子顕微鏡の分析をしなければいけない場合に、分析走査型電子顕微鏡ですとか分析透過型電子顕微鏡を持っていない分析機関さんが多いので、その部分は、やはり外部に再委託せざるを得ない状況がある。こういった部分については、外部に再委託するときは適切なルールのもとに管理するということが必要になってくる。
- 除去業、測定業のライセンス制または登録制と、違反による資格停止などが必要。（廃掃法の許認可が参考：違反業者の許可取り消し。違反者名付き経歴データベース作成。土対法の人材の品質確保の資格・研修体制の例。）
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関制度、ダイオキシン類についての精度管理指針に基づく資格審査の例
- 正当な対価が得られるよう、ある程度公的なところで目安になる価格を表示することも一法。

・第三者による精度管理の要否

【大気部会での意見等】

- 測定データが不正確だと対策がとられないという問題が生ずる。データ偽造や不正確な扱いについては罰則が必要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 測定データの精度管理については、『位相差法は包括的な精度管理が行なわれている場合に限り信頼できる』（WHO）との指摘もあり、精度管理が重要。
- 日本環境測定分析協会の技術レベルを向上のためのプログラムでは、分析技術者のグレードについて、日本作業環境測定協会による精度管理、クロスチェックの中での評価を、適切な技術者がいるかどうかという判定をする一助としている。分析機関の一覧は、協会に参加している計量証明の事業所・機関に対してアンケートに基づくもの
- 日本作業環境測定協会では、合格者の技術力の持続性については、人事の配置の変更で分析業務から離れる可能性なども考慮して、例えば、B・Cランクで2年間、Aランクで3年間という認定期間を設けている。
- 登録者名については、日本作業環境測定協会のホームページで掲載しているほか、分析機関、自治体、工事業者等を対象とする各種講習会でPRを行っている。

- 精度管理については、日本作業環境測定協会も、日本環境測定分析協会も、1本1本の繊維の数え過ぎや見落としを確認して、分析者の判別能力を判定されており、ほぼ同じ基準で行われていると考えられる。
- 日本環境測定分析協会での技能向上プログラムで行っているのと同じ方法による精度管理試験が既に、海外でも試行され始めており、そこで採用されている国際的な評価基準というものを活用することも考えられる。

・ 試料の保存義務及び試料の提出を求める権限の要否

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 試料の保存義務及び試料の提出を求める権限が必要。

・ 大気濃度測定の結果を報告する義務の要否

【自治体意見等】

- 測定結果の報告義務が必要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 敷地境界基準の遵守状況確認のため必要である。

<②その他（他法令にも関連するもの）>

・ 発注者が解体工事と大気濃度測定を分離発注することの要否

【大気部会での意見等】

- 利益相反関係にある工事施工者と調査者を分離して発注することは重要。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国での利益相反関係の排除規定の例
- 補助金事業や公共団体発注工事の石綿対策工事と環境濃度測定との分離発注の試行も検討すべきとの指摘
- 測定業者の客観性の担保のため、調査、解体工事、アスベスト除去工事、測定を分離して発注し、管理することが必要。
- 元請が解体工事と大気濃度測定を分離発注することは必要。現状も行われている。

(4) 発注者による配慮

- 発注者から低額、短期間の工事を請け負うことにより石綿飛散防止対策が徹底されない懸念があり、発注者にも一定の責任を持たせるべきという意見がある。

<① 一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

・発注者の配慮規定の拡充の要否

【委員意見等】

- 発注者の配慮について、現状、罰則がないことは問題ではないか。
- 配慮規定に関しては、特に、最初の施主が費用負担をしないと、お金がもともと出てこないのので、どうしても不十分な解体を石綿に関してしてしまうという、極めて重要な、一般的な問題があり、施主に関しては費用負担の問題が特に重要ではないか。

・発注者の責務規定の位置づけの要否

【大気環境部会での意見等】

- 個人や小規模事業者を含む発注者に一定の義務を負わせるのであれば、受注者した事業者からの（調査の必要性や結果等についての）説明義務も設けることが必要。
- 他法令の責務規定と関係は考慮するが、環境の観点から、責務の必要性を議論する必要がある。
- 発注者に過度な責務を負わせるよりも、既存の法令の遵守や、専門知識を有すべき施工業者への指導等が優先されるべき。
- 発注者が適切な対策を取るための費用を負担することが必要。

【委員意見等】

- 配慮規定に罰則をつけようとする、何を義務づけるかという部分が非常に重要になってくる。その議論を抜きに、責任強化というばかりでは問題がある。
- 業者についてみても、発注者も様々であり、大手の不動産会社のように、こういった工事発注を常時やっている発注者もいれば、町場の併設住宅で、鉄骨造 2 階建てで耐火被覆を使っている建物の工事発注者もいて、そちらの発注者のほうが圧倒的に

数から言えば大きいわけで、発注者そのものを層別しないことには、義務づけの話の内容が変わってくるので、十分配慮して検討を進めるべき。

- 特に重要と思われるのは、所有者の責任と請負業者の責任の関係を考えて、両方に責任を負わせる必要があること。また、所有者は全体的な、統括的な責任を負っていて、請負業者は、自分の業務の範囲で、より専門的なことについての責任を負うということになるのではないか。
- 所有者の責任規定については、日本でも、土対法で所有者の責任と書いてあるのですが、同じように、兵庫県では、いわゆる廃棄物の不法投棄についても、投棄者の責任だけではなくて、投棄された土地所有者の責任というのを条例で明記している例がある。
- 発注者の責務というのは明確にする必要は絶対ある。
- 発注者による配慮はぜひとも必要。解体現場でやることについて、発注者の工期とかお金の話の配慮がなければ何もできない。
- 基本的に解体業者の責任ではなく、発注者の責任だというぐらいのつもりで考えるべき。
- 発注者という言葉が明確に定義する必要がある。
- 施主が費用負担をちゃんとされていないことがいろんなことに影響しているという話があって、その義務づけとか工夫をしないとイケないのではないか。
- 結局は、いわゆる解体を発注する、建物所有者に対してどれだけの責務を負わせるかということが最大の問題。いろんな法律をチェックして、建物所有者に対する責務というものをきちっと押さえることが重要。そんなに知識のない建物所有者にそこまで責務を負わせるのかという問題はあったが、逆に言うと、それぐらいの責務を持って建物は所有すべきである。
- 発注者に投資の何%かを、アスベスト対策にかけて欲しい。

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国では、所有者は、違法行為は所有者も対象になり、罰金を払うことになってしまふということで、違法行為をしてはいけないという意味で、お金がかかるということは理解しています。だから、日本の現状の、安くどんどんお金が下がっていくという構造的な問題は、所有者の責任というのを強くする形で、所有者が適正なコストを認識されていくという形で解消できるのではないか。
- 米国では、アスベスト以外では土壌のスーパーファンド法で、所有者だけでなく銀行や投資家まで責任がどんどん問われる。このため、罰金に加え、民衆の訴訟が起きて、特に、アスベストの場合は、億単位で、事業者がアスベストを曝露した被害

者から事業者に加え、ビル所有者さんや、関係した会社・メーカーも訴えられて、何億円単位のお金が取られる。所有者にはそっちの抑止力も大きい。だから、そういったことに巻き込まれないという意識がある。

- 発注者だけではなく、事業者と発注者とのバランスというものも考える必要がある。ただ、現状では、発注者は配慮義務だけで、ほとんど責任を問われていないという法体系になっている。このことによって、事業者が安全な工事をしようという費用を発注者に出させるという方向に議論が向かわない。このため、事業者、発注者の両者に対して責任が分担されるべき。これにより、発注者と事業者双方がリスクコミュニケーションに参画したり、工事費用が、事業者が安全性を高めるような工事に結びつくと考えられる。
- 建設業者としては、発注を受けたときに、建物全体、アスベストの対策工事について技術提案をし、その提案のもとにコストを決め、元請として受注しているので、費用の面に関しては適正な発注者からの取り決めに従って適正な値段で受注をしていると考えている。
- 発注者責任、それから、元請責任、これは法令によってかなり使い分けられている。例えば、廃棄物処理法というときには発注者は全く出てこない。元請責任だけですね。ところが、フロンとか石綿になると発注者が登場する。受益者責任という観点からもう少し発注者責任を強化することは考えられる。
- 最初のオーナー、所有者というところまで行かなければいけない。
- 所有者の立場では、国が認定した建築資材を採用していたことを考えれば、すべての責任を負うべきと考えは受け入れづらい。

- 米国では、建物所有者（施主）や管理者（元請）に重い責任を与えている例
- 建り法、土対法では発注者、土地所有者等が届出者となっている例
- 廃棄物処理法や、フロン・石綿に関する制度での発注者の責任の規定の例
- 事業者、発注者の両者に対して責任が分担されるべきとの指摘

<② その他（他法令にも関連するもの）>

- 適切な処理工事をできる業者に適正な価格・納期で発注することが必要との指摘

(5) 法令の徹底と透明性の確保

- 石綿の危険性と石綿含有建材について国民の知識が乏しく、漏洩や飛散が疑われる工事を発見しても、除去業者等の説明をそのまま受け入れざるをえない状況がある。国民が石綿の危険性と石綿含有建材についての知識を得ることにより、違法な解体工事への監視の役割が期待されるという意見がある。

<②その他（他法令にも関連するもの）>

・アスベストの飛散防止対策の重要性についての周知

【委員意見等】

- 法律ができていても、いかに周知徹底させるかが大きな問題になる。
- 国民や発注者（施主）である建築物の所有者等に対する制度の周知・啓発が重要との指摘

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 国民及び郵便事業者等に対し、啓発活動をさらに強化し、監視・通報の役割を期待する。

・特定粉じん排出等作業である旨の掲示、特定粉じん排出等作業の公開の要否

【委員意見等】

- 住民からの通報をある程度重視することは考えた方がいい。全体について、第三者が管理する視点をどこかで入れないと、石綿の飛散というものを完全に防止することは難しい。
- NPO を含む第三者が入ることが重要。
- あまり十分でないようなことをされている場合に、報告を公表するということが必要な面もあるのではないか。（そこにまだ石綿が舞っていれば、人が近づかないほうがいい場合も考えられる。）

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 近接範囲の利用者には除去工事の情報開示をしている取り組み例。
- 条例に基づき、事前調査結果の掲示等により住民への周知を実施している例

- 施工者に、対外的掲示板を義務付けるべき（ただし、厚労省等の掲示板との整合性に留意）。近隣住民に対する現場の公開は、安全面等の理由から好ましくない。

（６）特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあたっての石綿飛散防止対策

- 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材を使用している建築物の解体等作業について、自治体等から作業基準の設定の要望がある。

<①一般環境への飛散防止（大防法に関連するもの）>

- 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去作業に係る作業基準の設定及び届出の
要否

【大気環境部会での意見等】

- 把握が困難な特定建築材料以外の石綿含有建材についての対応が課題である。

【自治体意見等】

- 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建築材料の使用建築物の解体作業等において、例えば湿潤化の設置あるいは手ばらしによる取り外しということでの作業基準を設定する必要がある。
- 湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準の設定、届出義務規定及び立入検査権限の付与

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 石綿含有成型板（いわゆるレベル3）の工事の事前調査届出を条例で義務付け、全県に立入検査を実施している自治体の例（作業基準の遵守、掲示板の設置状況の確認、携帯型石綿分析装置による事前調査の実施状況を調査）
- 調査対象の半数で届出に記載がない石綿含有成型板が見つかっており、戸建て住宅でも対策が必要。認知度向上が必要。
- 石綿含有建材からの飛散状況を把握し、飛散する可能性のある除去作業については、作業基準を設定することが必要との指摘。
- 費用対効果から、届出は不要とし、通報、立入検査で対処するのが好ましい。

<②その他（他法令にも関連するもの）>

【委員意見等】

- 成形板等の除去の作業基準の検討にあたっては、石綿則等の作業基準との整合性に留意すべきとの指摘
- 工事件数も多く、物件も解体事業者も様々であるため、届出等の負担・実行可能性について検討が必要との指摘
- レベル 3 に関して、作業基準、事前調査を定めることで、廃棄物への移行・混入も防止できるとの指摘
- 使用中の煙突など規制外で飛散対策が必要なものについて検討が必要との指摘

【自治体意見等】

- 特定建築材料と特定建築材料以外の石綿含有建材の区分の明確化
- 飛散のおそれの有無の判断根拠の提示

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- アスベスト調査として、吹付けアスベスト以外に成形板も含めて調査している取り組みの例。
- 米国では、成形板がアスベスト粉じんを発生させることを前提に、隔離養生・除塵機設置を求めている例

(7) その他

<②その他（他法令にも関連するもの）>

・アスベスト除去後の完成検査の要否。

【委員意見等】

- 除去後の室内濃度の測定を、行政がやるのか、あるいは、第三者機関とか分析機関がやるのかが重要。
- 完成検査・完了報告制度の実施主体や、建り法及び廃棄物処理法等との関係も含めた実施可能性についての検討が必要との指摘

【自治体意見等】

- 作業完了報告の義務化

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 目視で完成検査をしている取り組みの例。
- 海外で、除去後・養生撤去前に室内濃度測定を曝露防止対策として実施している例
- 除去作業後の確認は、業者全体のレベルアップになる可能性があるとの指摘。
- 完成検査は理想的だが、行政事務量を鑑み現実的には困難。完了報告制度は、建り法及び廃棄物処理法等と併せれば、実現性は高いとの指摘。

・事前調査及び事前調査に基づいた工事がなされるよう第三者が管理することの要否

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国では、対策工事監視者が、ビルオーナーに代わって、アスベスト対策業務が計画通りに安全に、適法に行われたかどうかを監視する例
- 米国では、アスベスト対策の実施者と、クリアランスサンプリング調査・分析の実施者や、アスベスト対策計画の策定者との分離を求めている例
- 事前調査の実施機関や特定工事業者に係る制度について国レベルでの検討が必要との指摘

・罰則の強化及び違反した者への対応（公表等）について

【委員意見等】

- 現在、罰則が弱いので、諸外国と比べても罰則の強化はかなり重要な視点。

【自治体意見等】

- 技術・知見を有しない解体業者の排除対策

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 米国での厳しい罰則適用・摘発の例、資格認定登録者や違反者等のデータベース管理の例
- 強制力のある法律にするには、違反を発見したら、解消するまで工事ストップすることが必要。
- 違法な工事の罰則・罰金の強化、違法な工事の直罰化が必要。抑止力として廃棄物処理法違反罰金 3 億円に近い罰則が必要。
- 罰則強化には合理性があるが、実際に摘発、適用がなければ有名無実。
- 業許可及び資格者に関し、規制を強化すべき（優良業者認定制度等も有効）。
- 全国解体工事業団体連合会の解体工事施工技士という資格制度を 20 年間やってきた。民間資格として実施している現状では、石綿関係の問題は、ゼロではないが非常に限られているのが現状。

・その他

【大気環境部会での意見等】

- 労働、環境、建築の各制度をうまく組み合わせて共同で一体的に働く仕組みにする必要がある。（石綿則の事前調査を環境でも活用、建り法の届出を石綿についても活用、など）

【委員意見等】

- 環境汚染防止に重点を置いた、制度改正についての議論が必要との指摘
- 現場での取引慣行なども考慮した、我が国で受け入れられる、望ましい仕組みのあり方についてさらに議論が必要との指摘
- 長期的・統一的な視点での石綿規制・建物解体等に関する制度の検討も必要との

指摘

- 例えば、水質汚濁防止法や大気汚染防止法など、届出等の際に関与する関連法の一覧表をつくって、届出者に各法律を全部クリアしていることを確認する。例えば、建築基準法で、建物の建築確認をするときも同じようなことを建築部局がやっている。そういうことが重要であり、何か指導でできないか。

【自治体意見等】

- 大気汚染防止法その他、関係法令ごとにできる限りの飛散防止対策を推進
- 関係部署との足並みをそろえた対策推進のため、他法令と十分に調整
- 石綿関連法規を所管する機関が、関連する法令に基づく情報を共有し、効率的な行政指導を実施

【ヒアリング対象者からの意見、事例等】

- 建り法の届出の情報を建築部局・環境部局等で共有する取り組みの例
- 費用補助と環境課から一歩踏み込んだ形の専用相談窓口の設置が必要。

3. 今後の検討課題

(今後整理予定)